平成２４年（フ）第１０８号
滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑315番地13
債務者　渋沢あすか（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第７４９号
京都市山科区日ノ岡朝田町30番地の21
債務者　植村　知子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７６号
広島県呉市宮原10丁目８番５号、住民票上の住所広島県呉市阿賀南４丁目５番26号
債務者　河上　弘美
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第８２号
広島県呉市広石内２丁目２番17号
債務者　森建工こと　森　　正道
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第８３号
広島県呉市広石内２丁目２番17号
債務者　森　　宏美
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第８５号
広島県呉市焼山本庄３丁目２番19号
債務者　西本　弘治
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第８６号
広島県呉市焼山本庄３丁目２番19号
債務者　西本より子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第９２号
広島県呉市広白岳４丁目21番22号
債務者　中下利枝子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第９３号
広島県呉市阿賀南４丁目７番10号
債務者　加藤　貴鏡
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第９５号
広島県呉市西中央３丁目５番１―305号
債務者　西本　久子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第９９号
広島県呉市本町20番29号
債務者　西崎　知和
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１０２号
広島県呉市宮原12丁目２番12号
債務者　濱本　義行
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第８２号
広島県尾道市平原２丁目15番７号
債務者　安本由紀子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
愛媛県今治市馬越町１丁目２番23号　ＧＨ―310号、旧住所愛媛県今治市桜井団地１丁目34番地９
債務者　飯尾　恒隆
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第４４号
愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲486番地５
債務者　宮本　　裕
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４５号
愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲486番地５
債務者　宮本　千鶴
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４７号
愛媛県宇和島市吉田町魚棚30番地５
債務者　宮本　　浩
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第５１号
福岡県筑後市大字野町246番地５
債務者　大籠　文香
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所八女支部